

シンガポール個人情報保護規定に係る通知（日本語版）

シンガポール日本人学校個人情報保護規程に係る通知（以下「通知」）はシンガポール個人情報保護規定（以下「PDPA」）に則り、本校への新編入学を希望する児童生徒および保護者の個人情報を取得、利用又は開示する方法について明示し、十分ご理解いただいた上で個人情報を提供いただくことを目的としています。

個人情報

1. この通知における個人情報とはその真偽に関らず、当該情報から、あるいは既にアクセスを有するまたは有しうる情報及びその他の情報から識別可能な個人に関する情報と定義される。
2. 個人情報の一般的な例として、名前、ID番号、EP, DP, スチューデントパス、PRパス、パスポート、連絡先情報、保護者勤務先情報、銀行口座、医療記録、写真および動画などがある。
3. この通知におけるその他の用語の定義はPDPAに基づくものである。

個人情報の取得、利用及び開示の目的

4. 児童生徒および保護者の個人情報は、以下の目的で本校より取得、利用又は開示される。（以下、総称して「本目的」という）
 - (a) 児童生徒および保護者の基本情報、連絡先等は編入手続きおよび緊急連絡のために使用する
 - (b) 児童生徒のパスポートコピーは国籍および年齢確認のために使用する
 - (c) 児童生徒のDP/学生ビザ/PRコピーは、在留資格による通学可否の確認のために使用する
 - (d) 保護者のEP/NRICコピーは、企業寄附金および在留資格の確認のために使用する
 - (e) 保護者日本人会会員証コピーは、加入有無および会員種を確認するために使用する
5. 以下の場合に本校は第三者に個人情報を開示する場合がある。
 - (a) 児童生徒が要求するサービスを提供するために個人情報の開示が必要となる場合
 - (b) 第三者サービスプロバイダー、代理人又は関係組織が、上記の本目的のために個人情報を本校に代わって処理するため
6. 上記の条項に挙げられている本目的は、児童生徒がその後合理的な期間学校から転校したかどうかにかかわらず、引き続き適用される
7. 本目的に関らず、以下の場合および合理的な一定の状況下では児童生徒及び保護者の同意を取得することなく児童生徒及び保護者の個人情報を第三者に開示する場合がある。
 - (a) 該当する法令に基づき開示することが求められる場合
 - (b) 係る開示の目的が明らかに児童生徒及び保護者の利益となり、同意を適時に取得することが不可能な場合
 - (c) 児童生徒及び保護者の生命や健康、安全が脅かされる緊急事態に対応するため開示が必要な場合
 - (d) 児童生徒及び保護者の健康や安全に重大な影響が及びと考えられる合理的な根拠があり、当該情報の開示に関する同意を適時に取得することが不可能な場合。
 - (e) 捜査又は訴訟手続きのため開示することが必要な場合
 - (f) 個人情報が所定の当局の職務又は義務を果たす目的で必要なことを証明した当該当局の責任者やディレクターまたは同等職位を有する者が署名を施した書面による同意の作成により個人情報をかかる当局に開示する場合。
 - (g) 公共機関に開示され、係る開示が公共の利益のために必要とされる場合

同意と承諾の撤回要求

8. 新入学および編入学願書において、オンラインオフラインに関らず、シンガポール日本人学校児童生徒就学規則及び個人情報の取得に関する同意記載の承諾をもって当該児童生徒および保護者は本通知に同意したこととする。

9. 個人情報の収集、使用、開示について提供する同意は、書面により撤回が要求されるまで有効である。下記の連絡先のデータ保護担当者に書面または電子メールでリクエストを送信することにより、上記の目的のいずれかまたはすべての目的で個人情報の使用および/または開示の停止を要請することができる。
10. 同意を撤回するための書面による要請を受け取った場合、学校は、要請を適切に処理し、そして学校が要求に同意した結果、児童生徒および保護者の権利に影響する法的可能性を通知するために合理的な時間を必要とする場合がある。
11. 学校は承認の撤回という要求を尊重するが、その要求によっては、児童生徒の入学手続きを進めたり、教育サービスを提供し続けたりできない場合がある。撤回要求を取り消す場合は、上記の第9項に記載されている方法で書面で通知しなければならない。

個人情報のアクセス又は是正に関する要求

12. 学校が保有する個人情報のコピーへのa) アクセス要求もしくはb) 訂正および更新を求める場合には、書面または電子メールでリクエストを以下の連絡先の情報保護担当者に送信する。

13. 要求を受け取った場合、学校は速やかに対応する。

個人情報の管理及び取り扱い

14. 学校は不正なアクセス、収集、使用、開示、コピー、変更、廃棄、または同様のリスクから個人情報を保護するために、適切な管理、物理的および技術的手段を導入する。
15. 学校は個人情報のセキュリティを保護することに努め常に対策を見直し強化する。

個人情報の正確性

14. 個人情報が現状に照らし合わせ正確であることを保証するために、個人情報に変更がある場合、児童生徒と保護者は学校に更新を申し出る必要がある。

個人情報の保持

15. 学校は、本目的を達成するために必要である限り、または法的に要求または許可されている限り、児童生徒および保護者の個人情報を保持できる。
16. 学校は、法的又は事業目的でもはや保持が必要とされないことが合理的に想定される場合は、学校が管理する個人情報をできる限り速やかに破棄もしくは個人が特定できる手段を破棄する。

シンガポール国外への個人情報の移転

17. 学校は上記の目的に従って、シンガポール内外の第三者に個人データを転送する場合がある。この場合、学校は保護者の同意を取得し、個人情報がPDPAに基づくものと同等の保護基準を引き続き確保することを保証するための措置を講じる。

個人情報保護責任者

18. 児童生徒及び保護者は本校の個人情報保護規程やその方法に関して質問、技研、申し立てがある場合、以下の学校個人情報保護責任者まで連絡することができる。

- a. contact number: +65 6775 3366
- b. email : otoiawase@sjscle.edu.sg
- c. address : 95 Clementi Road 129782

情報保護規定の改正

19. 本通知は、学校による個人情報の収集、使用、開示に関連する他の通知規程、契約、同意条項と併せて適用される。
20. 学校は、予告なしにこの通知を改訂する場合がある。
21. 学校は本通知および関連規程を学校ウェブサイトに掲載する。